

久留米市中小企業先端設備等導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の賃上げ環境の整備を図ることを目的として、労働生産性の向上のために先端設備等導入計画に基づく設備投資を行う中小企業者に対し、久留米市中小企業先端設備等導入支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するため、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業 中小企業者以外であって、資本金又は出資金の総額が3億円を超えるものをいう。
- (3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合
 - イ 複数の大企業が発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている場合
- (4) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。
- (5) 先端設備等導入計画 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画をいう。
- (6) 雇用者給与等支給額 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「省令」という。）第25条第4項に規定する雇用者給与等支給額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 先端設備等導入計画に係る認定申請又は変更に係る認定申請を令和7年4月1日以降に行い、久留米市の認定を受けている者
 - (2) 市税を滞納していない者
 - (3) 久留米市内の事業所において、常時使用する従業員を1名以上雇用している者
 - (4) みなし大企業でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)

- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他、本補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

(補助対象事業)

第4条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、久留米市内に立地する事業所に次条に定める設備等を導入する事業であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和7年4月1日以降に久留米市から認定又は変更に係る認定を受けた先端設備等導入計画に基づくもの
- (2) 前号の先端設備等導入計画において、雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げを実施する方針を従業員に対して表明していること
- (3) 補助金交付決定後に着手したもの

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付の対象となる設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれかに該当する先端設備等（中古品、リース契約及び割賦販売契約に基づき導入するものを除く。）であって、省令第7条第2項で規定する中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等とする。

- (1) 機械及び装置 1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式。以下同じ。）の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 器具及び備品並びに測定工具及び検査工具 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- (3) 建物付属設備 一の建物付属設備の取得価額が60万円以上のものであつて、家屋と一体で課税されるものでないこと

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、久留米市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載された補助対象設備の導入に要する経費（消費税額、地方消費税額及び振込手数料を除く。）とする。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に必要なかつ適当と認められるものであつて、原則として別に定める日までに支払いが確認できる経費に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の機関又は制度において助成を受けている経費については、補助の対象外とする。
- 3 第1項ただし書に定める日までに事業が完了しないことについて、やむを得ない事情があると認められるときは、別途期限を定める。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で500万円を限度とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、1中小企業者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間までに、次の各号に掲げる書類により交付の申請をしなければならない。

- (1) 交付申請書(兼)誓約書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 役員等調書及び照会承諾書(第4号様式)
- (5) 見積書・カタログ等、積算金額の根拠資料
- (6) 市税に滞納がないことの証明書の写し
- (7) 法人等の登記事項証明書の写し、個人事業者は確定申告書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して1か月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日までに、以下の書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書(規則第10号様式)
- (2) 事業報告書(第5号様式)
- (3) 収支決算書(第6号様式)
- (4) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (5) 補助対象設備を導入したことがわかる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金申請システム jGrants による申請等)

第10条 申請者は、第8条の規定に基づく交付申請、第9条の規定に基づく実績報告及び規則第12条の規定に基づく承認申請について、補助金申請システム jGrants により行うことができる。

(事業実施後の状況報告)

第11条 補助事業者は、事業実施後5年間にわたり、事業実施後の状況報告書(第7号様式)により、事後の状況報告を行わなければならない。

(財産の管理等)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、原則として市の承認を得ずに取得財産を処分してはならない。

- 2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を準用する。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び関係書類について、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助対象設備のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまでは保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。